

## 大切に保管しましょう！

### 平成25年分公的年金等の源泉徴収票

平成25年中に厚生年金、国民年金等の老齢または退職を理由とする年金を受け取られた方に、1月中旬から下旬に公的年金等の源泉徴収票(はがき)が日本年金機構から送付されます。

内容は、平成25年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等です。

この証明書は確定申告の際に必要な添付書類ですので、紛失しないよう大切に保管してください。紛失してしまったり、届いていない場合は、再発行ができますので下記までご相談ください。

◆問い合わせ 日本年金機構ねんきんダイヤル  
☎0570-05-1165(ナビダイヤル)  
※IP・PHS電話の場合  
☎03-6700-1165

受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時  
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
第2土曜日 午前9時30分～午後4時  
※月曜日が休日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受け付けます。  
※祝日、平成25年12月28日～平成26年1月5日はご利用できません。

## 新成人のみなさん 国民年金の加入手続きをしましょう！

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方は、国民年金や厚生年金などの公的年金に加入することになります。

自営業者、学生の方などは第1号被保険者(国民年金加入者)に、サラリーマンや公務員の方は第2号被保険者(厚生年金・共済年金加入者)に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は国民年金の第3号被保険者になります。

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子を残して親が亡くなったりしたときにも年金が支給されます。

なお、新成人のみなさんには、20歳の誕生日の前に日本年金機構から案内が送付されますので、第1号被保険者にあたる場合は、住民課で加入手続きを行ってください。(第2号被保険者は勤務先で社会保険などの加入にあわせて、また第3号被保険者は配偶者の勤務先を経由して加入手続きが行われますので、個別の手続きは必要ありません。)

また、学生や収入が少ないために納付ができない場合は、申請により保険料が免除される制度もあります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、将来、年金を受給できなかったり、減額されたりする場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214

## 税理士による無料相談

と き 1月15日(水)、

2月5日(水)、19日(水)

午前10時～午後3時

※事前予約が必要です。

ところ 東金商工会館

相談内容 税務書類の作成・相談

予約受付 平日 午前9時～正午

### ◆予約・問い合わせ

千葉県税理士会東金支部  
☎0475(5)6322

## 納付はお早めに！

### 延滞金が加算されます

1月1日以降の期間に対応する延滞金の割合は、下記のとおりです。

期間	計算の基準	平成26年1月以降の割合
納期限後1ヶ月以内	特例基準割合+1% (1.9%)	2.9%
納期限後1ヶ月以後	特例基準割合+7.3% (1.9%)	9.2%

※特例基準割合

国内銀行の貸出約定平均金利の、前々年10月から前年9月までの平均(0.9%)に1%を加算した割合

◆問い合わせ 税務課収税班 ☎84-1212